

かけはし

WELFARE INFORMATION

編集発行 / 社会福祉法人養父市社会福祉協議会 〒667-0022 養父市八鹿町下網場320 (地域交流センター「福祉の杜」)
平成26年2月14日発行 ■電話 (079) 662-0160 ■FAX (079) 662-0161 ■E-Mail yabu-shakyo@fureai-net.tv
■ホームページ http://www.yabu-shakyo.jp/



♪♪ 滝は末広 平野を越えて
ヨイヤサッサ♪♪

大谷区『新春交流会』

▲食後に飛び出した「大谷音頭」。女性陣がリードして踊りました。ちょっと照れている子どもたちは、歌詞を見ながら来年は踊れるように勉強中? (=1月13日、大谷公会堂)

『元気でふれあう末広の里』を入口ローガンに活動する大谷区福祉連絡会。今年も新年の初顔合わせと異世代交流を目的にした「新春交流会」が行われました。

1月13日、同区公会堂に集まったのは、3歳の幼児から90歳の高齢者まで95人。普段なかなか接することがない高齢者と子どもが交流できるよう、参加者は受付で名札を受け取り抽選で席決め。その後、食事もやビンゴゲームで楽しみました。

参加した小林節子さんは「普段、話をする機会がない方と話ができて良かったです。家に閉じこもりがちな冬にみんなで集まって、おなかの底から笑って楽しかったです」と笑顔でした。

区長の橋本雄一さんは「年末年始地域ふれあい事業として今年で三回目になります。区の行事の中で最も参加者が多く区民からも喜ばれていると思います」と話していました。

「安心して生活したい」を応援

福祉サービス利用援助事業

介護保険などの福祉サービスの利用手続きがわからない、お金のやり取りや預金の出し入れに自信がない、通帳や印鑑をなくしてしまうなど、判断能力に不安のある高齢者や知的障がい者、精神障がい者などの方が、自分で福祉サービスを選び、利用しながら安心して地域で暮らせるようにお手伝いする「福祉サービス利用援助事業」。

全国の市町村社会福祉協議会が実施しています。(全国的には、この制度を「日常生活自立支援事業」と呼んでいます)



▲Aさんの相談を受ける職員

2人の利用者にご協力いただき、サービスを利用することになったいきさつや、現在の生活の様子を紹介します。

住みなれた家で暮らしたいAさん

ひとり暮らしのAさん(50代)は、持病の薬の飲み忘れが続き、病状が悪化して入院。治療により症状が安定したので、退院に向けてAさんが希望する自宅での生活について、Aさんや親せきの方、関係者が話し合いの場を持ちました。

そこで「お金の計算に自信がない」と生活の不安を話すAさんに、主治医は「福祉サービス利用援助事業を利用して、お金の生活の相談をしたほうが安心して過ごせるよ」と

と提案しました。親せきの方もAさんの金銭管理や在宅生活に不安を感じていたため、サービスの利用をすすめました。

退院後、障がい者の就労施設で働くAさん。福祉サービス利用援助事業を利用し、社協に通帳と印鑑を預け、月1回生活支援員から生活費を受け取ります。

自動車の保険やタイヤ購入、風呂のボイラー修理など、生活に必要な支出が次々にありますが、生活支援員や担当職員と相談しながら、障害年金と賃金をやり繰りして、一つひとつ計画的に支払いをすすめています。

地域のみなさんや親せきの方もAさんを見守っています。関係するみんなで連携をとりたい、これからもAさんが自宅で生活できるように、寄り添いながら支援していきます。

将来はグループホーム希望のBさん

家族と暮らしBさん(40代)は、障害年金を受けながら障がい者の就労施設で働いてい

ます。

母親に通帳と印鑑を預けて、年金のなかから国民健康保険代と生活費を家に入れ、医療費や散髪代などは、そのつと母親から通帳を渡してもらい、払い出していました。

しかし、Bさんはストレスがたまるとうインターネットやカードで買い物をして、無駄遣いするため、お金を貯めることができませんでした。

将来、障害者のグループホームに入りたいという夢をもったBさんは「母に通帳を預けているとつい甘いしまう」と思い、福祉サービス利用援助事業を利用してお金を貯めていこうと考え、通帳・印鑑を預ける契約をしました。

今は月1回、生活支援員から生活費を受け取り、無駄遣いをすることなく、少しずつお金を貯めています。「毎月通帳を見るのが楽しみです」とBさん。夢の実現にむけてBさんとともに頑張っています。

生活支援員は、実際に利用者のお手伝いをする社協の職員です。

集まれ！支部社協

八鹿支部

養父市八鹿町下網場320 地域交流センター「福祉の杜」 TEL: 662-0160 FAX: 662-0161

宿南小学校
福祉学習

車いす体験を通して 福祉について考える

1月20日、宿南小学校4年生6人が、車いす体験を行いました。

児童は、最初に「福祉（「幸せ」の意味について考え、自分や家族にとつての「幸せ」は、どのようなことがあるかをそれぞれ発表しました。

その後2人一組になり、普段自分たちが歩いている廊下や体育館、昇降口を車いすで移動しました。

狭い通路や段差の昇り降りで、操作に苦労しながらも、自分で進んでみたり、介助する友達に「押して」「自分でできるよ」と声をかけたりするなど、熱心に取り組みました。

体験後は、「マットの上を通る時、車いすが重く感じた」「段差が怖かった」などの意見ができました。池田駿汰くんは「車いす体験をしてみて、普段気になら

なかったことに気付きました。ちょっとした段差でも大変だということがわかりました」

山下耕佑くんは「困っている人がいたら、声をかけて自分ができる手伝いをしたい」と話していました。

障害の有無に関わらず、誰もが幸せに暮らすには、お互いを気遣い合う心や、共に協力して生きるといったことが大切だと改めて考える体験学習となりました。



▶声をかけながら、後ろ向きに段差を降りる児童たち。操作する手に力が入ります（11月20日、宿南小学校）

養父支部

養父市広谷251-1 TEL: 664-1142 FAX: 664-2181

染織体験で気分をリフレッシュ 『ひまわりの会』

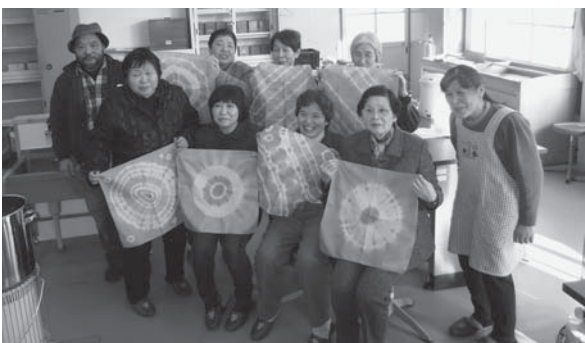
「ひまわりの会」は、2カ月に1回、在宅で介護をしている人たちが集い、情報交換や介護研修、お出かけなどをとおして心身のリフレッシュと仲間作りなどを行っています。

1月27日は、介護者と介護経験者7人が参加し、昼食をとりながら情報交換を行った後、大屋アート村BIG LABOで染織体験を行いました。

講師の戸川勝義さんから染織の種類などの説明を受けた後、白い布を輪ゴムで絞って白い部分を残す「くくり染め」の技法で、できあがり想像しながら思い思いにデザインして、個性的なハンカチを完成させました。

小谷あけみさん（奥米地）は「染織をするのは小学生以来で楽しかったです。在宅で義母の介護をするよう

になって10数年経ちます。毎日のオムツ交換や食事の介助など大変なことも多いですが、ひまわりの会に参加して、悩みを話したり、色んな体験談を聞いたりと気分が安らぎます」と話していました。



▶素敵なハンカチができあがりしました（11月27日、大屋アート村）

大屋支部

養父市大屋町加保678-1 大屋保健センター内 TEL: 669-1598 FAX: 669-0093

大屋小学校

命の大切さを学ぶ

1・17追悼集会

6,434人の命を奪った阪神・淡路大震災は1月17日で19年目を迎え、各地で犠牲者を追悼する行事が行われました。

大屋小学校では、大震災の教訓から命を守ることの大切さを学習する「1・17追悼集会」を実施。

地震を想定した避難訓練を行った後、信部達夫校長より、震災当時の状況や自らの被災体験を交えて命の大切さについて話があり、全校生で黙とうをささげました。

また、社協から東日本大震災での被災地支援について説明し、防災・減災活動で自分たちに何ができるかを考えました。家族で避難場所や危険な場所を話し合うなど災害への備えや、あいさつする、困っている人に声をかけるなど、普段からの助けあいの大切さを確



▲災害後、破片の散乱した室内などですぐ役立つ、新聞紙スリッパをつくりました(=1月17日、大屋小学校)

認しました。

最後に、被災地の復興を願う歌「しあわせ運べるように」を合唱しました。

1年生の松原永和くんは「地震はとても怖いと思いました」3年生の上垣菜春さんは「地震はいつ起こるかわからないので、自分の命は自分で守るように準備したいです」6年生の岡山欣樹くんは「防災や減災は、普段訓練し経験していたことが役に立つと分かりました」と感想を述べていました。

関宮支部

養父市関宮193 関宮ふれあいの郷内 TEL: 667-3248 FAX: 667-3351

サロン利用者

「大根1本まるごと料理」に挑戦 葉も皮も残さず食べてごちそうさん

1月24日、いきいきサロン関宮の利用者10人が、食事づくりボランティア「あすなろ」のメンバーに教わり、「大根1本まるごと料理」に挑戦しました。

献立は、皮のきんぴら、そぼろ煮中華風、大根ゆかりサラダ、葉とじゃこのふりかけ、中華スープの5品。

利用者は、あらかじめ刻んだ大根にゆかりを加え、マヨネーズであえてサラダにしたり、大根の葉を時間をかけて炒めてふりかけにしたりしました。そして、温かい中華スープを作りました。

食卓には、ボランティアが作った、きんぴらとそぼろ煮中華風も並びました。あすなろの西谷すみ子さんは「高齢の方にも野菜を無駄なく食べていただきたいと思います。みなさんに



▶大根の葉を丁寧に炒めます(=1月24日、関宮ふれあいの郷)

喜んでもらえてよかったです」と話していました。

利用者の中尾隆子さん(相地)は「こうして料理をするところ、大根は捨てる所がないんですね。とてもおいしかったですし、調理も楽しかったです」と笑顔でした。

今月の かけはしさん



河邊 喜代美さん
(大屋町大杉)

大屋町大杉区には、木彫展示館、いろりの家、分散ギヤラリー養蚕農家などがあります。現在いろりの家と分散ギヤラリー養蚕農家の管理をしています。分散ギヤラリーは、築150年以上の3階建養蚕農家で、多様な作家の作品を展示しています。毎年うちげえのアートや木彫フォーカアートが開催され、大勢の人がギヤラリーに来てくださり、リコカフェで楽しんでいただいています。これからも、来られた方々がゆつくりして楽しめる場所として関わっていきたいです。



善意銀行だより

平成25年12月16日〜平成26年1月15日(敬称略)

預託者のご了承をいただいた方のみ寄附金額を掲載しています
養父市善意銀行へ寄付金の預託をされた方は寄付金控除を受けられる場合があります

▼香典返し

駅前 米田 稔

虹の街 宮下 一郎

十二所一 濱 信行

おつみ 木村 正明

蔵垣 松原 清一

出合 西岡 幹雄

大阪市 小泉 司

中瀬 村上 好子

伊佐 浅田 幸彦

関宮 西谷 嘉明

匿名 869円

匿名 1000円

匿名 1000円

匿名 1000円

歳末たすけあい指定預託

高野山真言宗伯馬青年教師

会高柳地区托鉢浄財

64,300円

但馬地域兵庫県職員一同

宝積寺花園女性会

会長 村崎 幾子

川西 高木 経吉

小山 濱 富子

はがき

駅前 米田 稔

はがき

▼物品の寄附

シクラメン鉢

匿名 3人

にんじん ねぎ 柿

紙おむつ

寄附金 61万5,005円

ありがとうございます。

サロンでも大活躍

レクリエーション用具貸出

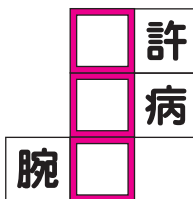
養父市社会福祉協議会では、地域のサロンなどでも活用いただける様々なレクリエーション用具の貸し出しをしています。貸出を希望される方は各支部にご相談ください。



利用される場合は、事前予約が必要です

パズルで遊ぼう

□にあてはまる漢字から文字を考え、ことばを完成させましょう。
■ヒント ウイルスなどから体を守ります。食事や睡眠に気をつけて高めましょう



■応募方法 はがきまたは、FAXに答えと住所、氏名、ふりがな、年齢、電話番号、「かけはし」をお読みになったご意見・ご感想をお書き添えの上、「応募ください」。

正解者の中から抽選で5名さまに図書カードを贈ります。

■切 平成26年2月28日必着

■応募先 〒667-0002

養父市八鹿町下網場320

「福祉の杜」内

養父市社会福祉協議会

FAX 662-0161

★前回の答えは

『お節料理』でした

守本 幸恵さん(大森)

植木さだ子さん(宮町)

上垣 美香さん(新町)

守本久美子さん(天子)

上垣 柳子さん(蔵垣)

以上5名の方が当選されました。

おめでとございます。

総合相談所のご案内

いずれも相談無料

心配ごと相談・結婚相談

13:30~16:00

身の回りの困りごとや結婚に関する相談はありませんか？

- ◆ 2月28日(金) 関宮ふれあいの郷
- ◆ 3月7日(金) 地域交流センター「福祉の杜」
- ◆ 3月14日(金) 社協養父支部
- ◆ 3月21日(金) ※春分の日(休み)

弁護士による無料法律相談

13:30~16:30

先着6人の予約制となっていますので、事前に電話でお申し込みください。

- 期 日 平成26年3月19日(水)
- 場 所 社協養父支部
- 相談時間 1人30分程度
- 申し込み先 養父市社協本部 電話 662-0160

くらしの法律相談

8:30~17:00

消費者被害や訴訟問題、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業などの相談を社協窓口で受け、担当弁護士に伝えて問題解決のお手伝いをします。

相談は、毎週月~金曜日までの常時、本部及び各支部で受付けています。



瀬原 ^{りせ}理世ちゃん 8ヵ月
(三宅・女の子)



宝

うちげえの

お父さんの敬樹さんに聞きました♪

- ◆ **名前はどうにつけましたか？**
祖母の名前から『世』という字をもらいました。
- ◆ **今、興味をもっていることはなんですか？**
まだまだひとり遊びはできないですが、強いて言えば携帯電話に興味津々で、手を伸ばしてつかもうとします。
- ◆ **ご両親から一言メッセージ**
よく笑い、よく泣いて毎日を元気に過ごしてほしいです。

「うちげえの宝」に登場していただくモデルを募集しています。市内在住で、就学前のお子さま(0~6歳まで)が条件です。地域福祉課(TEL662-0160)にお申し込みください。

教えて弁護士さん!

第78回「生活困窮者自立支援制度」のはなし

Q 昨年、生活困窮者自立支援法という法律が成立したと聞きました。最近では、若い人でも仕事をしないで実家にいる方もおられると聞いています。

そういう中で、今回の法律は、どのような人を対象にして、どのようなことをするためにできたのでしょうか。

A 昨年12月に、生活困窮者自立支援法が成立しました。この法律の主な目的は、近年、様々な事情で就労ができなかったり、できても十分な収入を得られないことにより、生活保護を受けて生活する人が増大したため、生活保護を受ける前に、色々な相談や支援をすることによって、その人が自立した生活を送れるようにする、というものです。

まず、この法律では、支援の対象である「生活困窮者」について、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者、としています。つまり、年齢や障害の有無などを問わず、その時に金銭的に困っており、生活を維持できない状態にある方を広く支援の対象としているのです。

そして具体的にどのようなことを行うのかですが、

各自治体は、生活に困っている方に対し、窓口を設置して、相談を受けたり必要な情報を提供したりするなどの助言を行う自立相談支援事業を行うことと、仕事を辞めたことを原因として住居を無くした方に対し、家賃にあたる額を支給するという住宅確保給付金を支給するという事業を、必ず行わなければならないとしています。

相談窓口の設置については、各自治体が直接行っていても良いですし、社会福祉法人や社会福祉協議会などに委託をしても良いとされています。そして相談窓口は、その方が自立した生活を送れるようになるための計画を作成して、この計画に沿った支援を行えるようにします。

この2つの事業は、各自治体において必ず実施しなければならないとされているのですが、この他に、就労するために必要な事柄を訓練する事業、住居のない方に対し生活場所の提供や衣類、食事の提供を行う事業、家計の相談を受けるなどの事業、子供の学習に関する支援を行う事業については、地域の実情に合わせて、実施するかどうかを各自治体ごとに任せるとしています。

この法律が実際に施行されるのは平成27年4月1日であり、色々検討すべき問題も多いとされていますので、今後も注目すべきだといえます。

S I N法律労務事務所 弁護士 福島 健太



この広報紙は共同募金配分金が使われています。

⑧ 第116号 かけはし